

# 人吉球磨地域観光復興に係る調査分析業務委託仕様書

## 1 委託業務名

人吉球磨地域観光復興に係る調査分析業務委託

## 2 目的

令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた人吉球磨地域においては、宿泊施設や観光施設等の再開、復興が進む中、観光客が被災前の水準に戻っていない。

そこで、既存のデータ等も活用しながら調査を行い、現状・被災前との比較を行うとともに、旅行者が求めているニーズと人吉球磨地域の市町村や観光団体の取組みとの乖離の要因等を明確にする。それらのデータ等をもとに観光客が被災前の水準に戻っていない要因等について、分析を行ったうえで施策の検討を行うことを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

## 4 業務内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

### (1) 人吉球磨地域に来訪する観光客等データの分析

人吉球磨地域に来訪する観光客・宿泊客数及びその属性（居住地、年代等）等、人吉球磨地域内の観光客等のデータを収集・活用すること。（人吉球磨地域の市町村や観光団体が収集したデータも活用すること）

なお、以下①～③の内容を含むこととし、具体的なデータの収集方法及び分析内容について提案すること。

- ① 地域に来訪する観光客・宿泊客数及びその属性データ（日本人及び外国人別など）
- ② ①のデータをもとに分析した将来予測
- ③ 観光事業者の被災前と被災後の比較データ（令和2年7月豪雨災害による環境変化を踏まえた現状把握・整理を行うこと）

### (2) 意見聴取・分析

地域への観光客の状況について、今後の地域としての目標や直近の状況、目標と現状の乖離の要因等を定性的に把握するために、人吉球磨地域市町村・地域観光関連事業者・団体（以下、「事業者等」という。）や送客側の旅行事業者、旅行者（人吉球磨地域を訪れている旅行者、訪れていない旅行者）への意見聴取及び結果分析を行うこと。

なお、以下①～③の内容を含むこととし、具体的なデータの収集方法及び分析内容について提案すること。また、①～③以外の調査が必要な場合は、具体的な内容を提案すること。

① 事業者等向け

事業者等としての今後の目標や受入旅行者の傾向の変化、旅行者からの意見等、事業者等が考える現状と今後の展望について意見聴取すること。

人吉市の宿泊施設や観光施設を中心とし、地域全体の事業者等から広く意見を聴取すること。

② 旅行事業者向け

送客側から見る地域観光のイメージや送客の状況、旅行事業者・旅行者（顧客）からの意見等について聴取を行うこと。

③ 旅行者向け

以下のターゲットを含む旅行者の調査を行うこと。

ア 人吉球磨地域に来訪した経験のある旅行者

イ 人吉球磨地域への旅行を検討したことがあるが来訪経験のない旅行者

ウ 人吉球磨地域における重点ターゲットとなる属性の旅行者

(3) 人吉球磨地域の観光復興に向けた課題整理及び施策提案

4 (1) ~ (2) の調査結果を踏まえ、人吉球磨地域の観光復興の目標を改めて具体的に整理した上で、その目標に対しての現状の整理を行い、その目標と現状の乖離の背景にある、人吉球磨地域観光復興の課題について整理を行うこと。

また、整理した課題を踏まえ、人吉球磨地域の観光復興に向けて取り組むべき具体的な施策・実施主体（事業者等、県等）等を整理すること。

特に県が、今後3年間（令和8～10年度）に取り組むべき施策については、国の交付金の活用も視野に入れたより具体的な提案を行うこと。

(4) 人吉球磨観光復興会議との連携

人吉球磨地域における観光復興関連事業等の共有等を行っている「人吉球磨観光復興会議」（以下「復興会議」という。）と連携し、会議内において業務の進捗状況等について共有すること。

なお、復興会議は6月下旬、8月下旬、12月下旬の3回を想定しており、共有内容や方法等は県及び復興会議運営受託者と協議の上決定すること。

(5) その他

本業務を円滑に実施するため、計画的な工程管理を行い、県と適宜打合せ等を行いながら事業を実施すること。

5 中間報告書の提出

4 (1) のデータ分析について、令和7年8月末までの内容を紙媒体及び電子媒体（CD-R）で、令和7年9月19日（金）までに提出すること。なお、報告書の書式は問わない。

## 6 実績報告書の提出

(1) 業務完了後、次の書類等を提出すること。

①業務完了届（別紙様式8）

②実績報告書<様式任意>

実施時期、数量（人件費含む）、内容等について記載。

③成果物

本事業で収集したデータ等の基礎データ、本事業実施に当たり制作した電子データ等を紙媒体及び電子媒体（CD-R）をそれぞれ提出すること。

④精算報告書（別紙様式9）

※精算報告書の根拠となる証拠書類を併せて提出すること（②実績報告書で確認できるものについては不要）。

※人件費については、出勤簿や報酬台帳等を備え、その状況を明らかにすること。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）2月27日（金）

## 7 委託料について

業務遂行後、業務の実績額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

## 8 著作権等

(1) 本業務において利用する全ての電子データについては、第三者（受託事業者以外の者）が所有するデータ等を用いる場合には、受託者により著作権処理等、必要な取扱いを行うこと。

(2) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関し著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 本業務に関して、著作権法第21条から28条に規定する権利については、県に帰属するものとする。

## 9 その他

(1) 受託者は、業務上知り得た個人情報を含む一切の内容を第三者に漏洩してはならない。また、業務終了後も同様とする。

(2) 本仕様書は、最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。

(3) 業務内容については、決定した受託者の企画提案に応じ協議の上決定する。

(4) 業務の遂行に当たっては、県と随時打合せを行い、十分に協議を行った上で実施することとし、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、協議の上決定することとする。